

# 年末・年始の交通事故防止県民運動について

平成30年12月1日(土)～平成31年1月7日(月)

岡山県交通安全対策協議会（会長 伊原木 隆太岡山県知事）より下記のとおり通知がありました。

会員各位におかれましては、本運動への積極的な参加と効果的な取組みを推進されますようお願いいたします。

## 【概 要】

### 年末・年始の交通事故防止県民運動実施要綱

#### 1. 目 的

年末・年始の繁忙期には交通事故の増加が懸念されることから、県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止を図ることを目的とする。

#### 2. 実施期間

平成30年12月1日(土)～平成31年1月7日(月)

#### 3. 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

#### 4. スローガン

「交通ルール 守って無事故の 年末年始」

#### 5. 運動の重点目標及び推進項目

##### (1) 高齢歩行者の交通事故防止

- ・ 「高齢者交通安全5則」及び自身の身体機能の変化を踏まえた安全行動の重要性を周知する。

##### 高齢者交通安全5則

まつ（次の安全を待つ）

みる（周囲の状況を見る）

むりせず止まる（交差点などでは無理せず止まる）

め立つ（夜光反射材を着用して目立つ）

もっと知る（自分の身体機能の変化をもっと知る）

- ・ 早朝（日が昇らないうち）及び夕暮れ時・夜間の外出はできるだけ控え、外出するときは、夜光反射材・LEDライトの着用を徹底する。

- ・ 道路を横断するときは、横断歩道近くでは、横断歩道を利用するよう

周知徹底する。

- ・ 横断開始時に加えて、横断途中も左右の安全確認を行うよう周知徹底する。
- ・ 横断歩道は歩行者が最優先であり、横断歩道を横断又は横断しようとする歩行者がいる場合、車両は横断歩道の手前で一時停止しなければならないことを周知徹底する。

## (2) 夕暮れ時・夜間における交通事故防止

- ・ 自転車や自動車の「午後4時からのライト点灯」を徹底する。
- ・ 対向車や先行車がない状況における自動車のハイビームの使用とこまめな切替えを励行する。
- ・ 全ての世代における、歩行者や自転車の夜光反射材やLEDライト、明るい目立つ色の衣服の着用を徹底する。

## (3) 飲酒運転の根絶

- ・ 「飲酒運転4(し)ない、3(さ)せない運動」を推進する。

- |  |
|--|
| <p>【4(し)ない】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①酒を飲んだら運転しない。</li><li>②運転するなら酒は飲まない。</li><li>③酒を飲んだ人の車には同乗しない。</li><li>④使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。</li></ul> <p>【3(さ)せない】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①酒を飲んだ人には、車を運転させない。</li><li>②酒を飲んだ人には、車を貸さない。</li><li>③運転する人には、酒をすすめない。</li></ul> |
|--|

- ・ 「ハンドルキーパー運動」を推進する。
- ・ 自転車についても、飲酒運転の禁止を周知徹底する。

## (4) スピードダウンの励行

- ・ スピードを控えた、ゆとりある運転を励行する。

## 6. 効果的な広報啓発活動の推進

広報誌やインターネット、ケーブルテレビ等あらゆる広報媒体を効果的に活用し、スローガンを統一的に使用して広報啓発することにより、本運動の浸透を図る。

## 7. 留意事項

- ・ 各関係機関及び団体は、平素実施している活動に加え、それぞれの所管及び特性に応じ、重点目標等に沿った活動を実施し、県民総ぐるみの運動となるよう努めるほか、正しい交通行動を実践する県民に対し、賞賛又は感謝の意を伝えるなどして、「ゆずる・とまる・まもる」という交通マナーアップや交通ルールへの順守を促進する。